

## 佐賀県地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集要項

### 1 趣旨

佐賀県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、本県における地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として、県内の1団体を「佐賀県地球温暖化防止活動推進センター」（以下「県センター」という。）に指定します。このため、県センターとして指定を希望する団体を募集します。

### 2 指定の期間

令和8年（2026年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで（3年間）

※法第38条第5項の規定により、指定期間内であっても指定を取り消す場合があります。

### 3 県センターの業務内容（法第38条第2項）

県センターは、県内において、次に掲げる事業を行うものとします。

- (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- (2) 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
- (3) 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
- (4) 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
- (5) 地方公共団体実行計画の達成のために県が行う施策に必要な協力をすること。
- (6) 前各号の事業に附帯する事業

### 4 応募資格

応募できる団体は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条2項に規定する特定非営利活動法人であって、以下

の各号の要件を満たすものとします。

- (1) 定款の目的に、地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図る趣旨が記されていること。
- (2) 県内に事務所（事務的な作業ができるスペース及び相談スペースが確保されていること。）を有し、環境の保全に関する事業、調査・研究等の活動歴があること。
- (3) 上記事務所に地球温暖化防止活動推進センターの業務を行う常勤の役職員を1名以上配置できること。
- (4) 宗教活動や政治活動を行うことを目的とする団体でないこと。
- (5) 特定の公職にある者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対する活動を行う団体でないこと。
- (6) 自己又は自団体の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 定められた期間内に応募書類を提出できること。また、要請があった場合、ヒアリング等（令和8年2月中旬頃実施予定）に出席し、説明できること。

## 5 応募方法等

- (1) 募集期間

令和8年1月9日(金)から令和8年1月30日(金)17時まで

(郵送による場合においても、最終日の17時までに必着のこと。)

- (2) 提出書類

ア 佐賀県地球温暖化防止活動推進センター指定申請書（別添様式1）  
指定申請書には、次の書類を添付してください。

〈添付書類〉

- ・定款
- ・登記事項証明書
- ・役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- ・貸借対照表（直近2年分）
- ・収支計算書又は正味財産増減計算書（直近2年分）
- ・財産目録

イ 事業企画書（別添様式2）

別紙に記載した「主な佐賀県地球温暖化防止活動推進センター事業」について、どのような内容で事業を展開するか具体的に記載してください。また、県センターとして実施する自主事業について、実施可能な範囲での事業の計画を記入してください。事業提案はいくつあっても構いません。

ウ 活動歴報告書（別添様式3）

直近3年間（令和5年度から現在まで）の環境保全に関する活動実績を記入してください。

エ 運営計画書（別添様式4）

県センターとして指定を受けた場合、県センターの設置場所や人員配置等の計画について記入してください。

オ 確認書（別添様式5）

様式に必要事項を記入してください。

- ※ 応募書類に不備がある場合は、提出期限を定めて書類の追加・修正を求める場合があります。この場合、期限までに提出できないときは、応募を無効とさせていただきますので御了承ください。
- ※ 提出していただいた書類は、お返ししませんので、必ずコピーを取っておいてください。

(3) 応募方法

直接提出又は郵送（郵送の場合は書留に限ります。）で応募してください。

(4) 提出部数

1部

(5) 応募書類の取扱

応募書類については、佐賀県情報公開条例に基づき、原則として公開の対象とされます。

(6) 応募先及び応募に関する問合せ先

応募に関して問合せ、相談等を受け付けます。来庁される場合は、事前連絡をお願いします。

〒840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号（旧館1階）

佐賀県県民環境部 脱炭素社会推進課 普及啓発担当

TEL 0952-25-7079

FAX 0952-25-7783

E-mail datsutansosuishin@pref.saga.lg.jp

## 6 指定団体の決定方法

指定に当たっては、申請に基づいて団体の組織体制、財務基盤、活動実績及び事業の企画力や効果等について審査し、県が指定団体を決定します。

## 7 指定後の報告

県センターは、法令に基づき、毎年度事業開始前に事業計画書及び収支予算書を、毎年度終了後3ヶ月以内に事業報告書及び収支決算書を県に提出しなければなりません。

## 8 活動経費

県センターの活動に要する経費は、指定団体が負担することとなります。

ただし、県センターとして国や県等から地球温暖化防止活動に関する広報・啓発業務等を受託した場合、委託費等が支払われます。